

令和 8 年度

県単舗装道路修繕工事
(青馬工区)

特 記 仕 様 書

一般県道 小見川海上線
香取郡東庄町 青馬

千葉県香取土木事務所

第1章 総 則

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年4月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第2条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。
- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

2. 建設廃棄物

本工事より発生するAs殻は、千葉県旭市清和乙662、片道運搬距離8.4kmの阿部建設（株）

干潟リサイクル工場へ運搬し処理するものとする。運搬に先立ち受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。事情により指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

作業区分	施 工 区 分
昼間	路面切削工、切削オーバーレイ工、 表層工、区画線工

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 工事中の安全確保

- 1 工事の施工にあたっては「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 交通誘導員は、進入車両が余裕をもって方向変換できる位置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。なお、保安施設図を施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
- 3 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の確認を得るものとする。
- 4 工事期間中に配置する交通整理員及び誘導員は、下記のとおりとする。ただし、交通管理者との協議など社会的要件、現地精査に基づき配置人数の変更が必要になった場合は、監督員と協議するものとする。なお、交通整理・誘導員については、平成27年6月26日付け千葉県公安委員会告示第17号により指定された路線では、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人/日以上配置すること。

工種	作業区分	交通誘導員	備考
切削・舗装	昼間	3人以上／施工日	交代要員含む
区画線	昼間	2人以上／施工日	交代要員なし

- 5 架空線（電線）について、施工時に支障となる場合には、事前に監督員と協議のうえ、安全措置を図ること。万が一、架空線に影響を及ぼした場合には、速やかに監督員に報告の上、受注者の責にて修復すること。
- 6 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。
 - ア. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - イ. 本工事内容等の周知徹底

- ウ. 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- エ. 本工事における災害対策訓練
- オ. 本工事現場で予想される事故対策
- カ. その他、安全・訓練等として必要な事項

第5条 工事支障物件

工事の施工に際し、事前に地下埋設物の調査を行い、埋設物がある場合はその管理者と現地立会の上、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせの上、事故の発生を防止すること。管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にすること。また、地下埋設物に損害を与えた場合は、監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

第6条 工期

工期は、雨天・休日等を見込み、契約翌日から100日間とする。なお、休日等には、日曜日・祝日・年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	60日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝(休日＋天候等による作業不能日)／実働日数	0.78
その他の作業不能日	

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

(過去5か年(2021年1月～2025年12月)の気象庁(千葉特別地域観測所)及び環境省(千葉特別地域観測所)のデータより年間の平均発生日数を算出)

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第2章 施 工 一 般

第7条 材料

本工事に使用する材料は、設計図書によるものとするが、設計図書に記載のない場合は共通仕様書

によるものとする。双方に記載のない材料を使用する場合は、材料の品質証明書・成績表等を使用前に監督職員に提出して承諾を得なければならない。材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。特に下記材料については、確認資料を事前に監督職員に提出すること。

・ＡＳ合材 ・ＡＳ乳剤

第８条 舗装工

- 表層工の施工に当たっては、継ぎ目を丁寧に施工するものとし、施工完了後に段差、振動が生じないように十分注意すること。
- 工事中、縦断方向の段差は原則としてつぐらないこと。やむを得ず段差が生じる場合は交通に支障のないよう摺付等の対応により安全対策をとること。なお、摺付け勾配は下記を参考とするが、現場条件等により不相当と判断された場合は監督職員と協議することとする。

段差方向	勾配	備考
縦断方向	５％以下	密度：歩道・路肩なみ
横断方向	１０％以下	密度：歩道・路肩なみ
路肩	１０％以下	密度：歩道・路肩なみ

- 事前現地調査にて道路占用物件の蓋高調整等の必要が生じた場合は早急に監督職員へ報告し指示を受けることとする。
- 舗装版撤去後に既設舗装面の状況を確認し、著しい損傷が見られる場合は監督職員と協議し指示を受けるものとする。
- 施工上消去した区画線は、トラフィックペイント等で復旧した後に交通解放することとする。
- アスファルト合材の種類は下表のとおりとする。

項 目	アスファルト合材の種類
表層	中温化再生アスファルト混合物（溶融スラグ入り） 再生密粒度As20mm
基層	中温化再生アスファルト混合物（溶融スラグ入り） 再生粗粒度As20mm

- アスファルト乳剤の種類及び使用量は下表のとおりとする。

用途	種類及び記号	使用量[L/m ²]	摘要
表層・基層 間	タックコート (PK-4)	0.43	
基層・路盤 間	プライムコート (PK-3)	1.26	

第９条 監督職員による確認及び立会等

共通仕様書の他、監督職員が必要と認めるものとする。なお、種別、確認時期等については、監督職員へ確認を行うこと。

第3章 そ の 他

第10条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- 1 デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。
- 2 本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下のアからエの全てを実施することとする。

ア 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「3. (2) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

イ デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条アの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和元年度版）「3. (2) 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

ウ 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和元年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）に準ずるが、同条イに示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

エ 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条イに示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注

者は URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第 11 条 舗装台帳

舗装台帳を作成し、工期末までに監督職員へ提出すること。

第 12 条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

第 13 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材 (以下、「調達検討資材」) の調達に必要な経費 (以下、「別途調達経費」) について、設計変更を行う対象工事である。

2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合 (ただし別途調達経費を含む)

3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類 (実際の取引伝票等) を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種：舗装工(修繕工) ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない